

新たな食料・農業・農村基本計画の概要（R7.4閣議決定）

（参考 3）

- 改正食料・農業・農村基本法(令和6年6月5日施行)の5つの基本理念に基づき、施策の方向性を具体化
- 激動する国際情勢や国内状況の変化に対応し得る構造にするため、計画期間を10年から5年に変更(目標年：2030年度)
- 過去の基本計画では**唯一の目標だった食料自給率に加え**、農地の確保や生産コストの低減など**他の目標・KPIを設定**
(少なくとも年1回、目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行う)

基本理念：1「食料安全保障の確保」 2「農業の持続的な発展」

(方向性)農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、 生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 目標 ・食料自給率
・農地の確保(農地面積)
・生産性の向上(1経営体当たり生産量、生産コストの低減) など
- 施策 ・水田政策を根本的に見直し、水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援に転換
・規模の大小や経営形態に関わらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進
・生産コストの低減を図るため、各種の取組(農地の大区画化、スマート農業技術の導入・DXの推進、品種の育成等)を推進 など

(方向性)輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

- 目標 ・農林水産物・食品の輸出額 など
- 施策 ・新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 など

(方向性)「持続的な食料システム」の構築による「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 目標 ・食品アクセスの確保(買い物困難者への対策の取組が行われている市町村割合)
・食料システムの持続性の確保(食品等の持続的な供給を実現するための事業者による取組数) など
- 施策 ・移動販売車の導入、宅配の実施等によるラストワンマイル物流の確保等を促進
・コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた合理的な費用を考慮した価格形成を推進 など

基本理念：3「環境と調和のとれた食料システムの確立」 4「多面的機能の発揮」

(方向性)「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、 多面的機能を発揮

- 目標 ・温室効果ガス削減量 など
- 施策 ・「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進 など

基本理念：5「農村の振興」

(方向性)地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 目標 ・農村関係人口の拡大が見られた市町村数 など
- 施策 ・「地方みらい共創戦略」の策定等による関係人口の増加を図り、楽しい農山漁村を創出
・所得向上や雇用創出のため、内発型新事業を創出 など

(方向性)国民理解の醸成

- 施策 ・農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進 など

(方向性)自然災害への対応

- 施策 ・東日本大震災、令和6年能登半島地震・豪雨からの復旧・復興 など